訪問介護員対象

# 令和7年度 旭川市介護職員初任者研修受講費用補助金

市内の介護事業所における訪問介護員（ヘルパー）を確保するため，介護職員初任者研修を修了し，6か月以上勤務している方を対象として，受講費用の一部を予算の範囲内で補助します。

## 1 補助対象者

次の要件を全て満たす方を対象とします。

① 介護職員初任者研修を修了し，かつ，研修修了日の翌日から1年以内の方

**※1年を超えても、申請が遅れた理由等によっては、対象となる場合がありますのでご相談ください。**

② 訪問介護員として，市内の訪問介護事業所等（※）で6か月以上勤務し，現在も勤務している方

③ 研修受講費用を完納している方

④ 研修費用について他に公的な助成を受けていない方（受ける予定がない方）

※訪問介護事業所等
訪問介護事業所，夜間対応型訪問介護事業所，定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，小規模多機能型居宅介護事業所，看護小規模多機能型居宅介護事業所

## 2 補助金額

**研修費用（受講費及び教材費等）の半額**（1，000円未満の端数は切り捨て）

ただし，**上限40，000円**

（例） 研修費用が75，000円の場合，75，000円×1／2 ＝ 37，500円

→ 1，000円未満を切り捨てるため，補助金額は37，000円

※就業する事業所等から研修費用の助成を受ける場合は，「研修費用から助成額を引いた額」と「研修費用の半額」を比較して少ない方の額を補助金額とします（上限40,000円）。

## 3 申請時の提出書類

① 旭川市介護職員初任者研修受講費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

② 研修を修了したことを証する書類の写し（修了証明書等）

③ 研修受講費等の領収書の写し

④ 就業証明書（様式第2号）

※就業先に発行を依頼してください。発行日から1か月以内のものに限ります。

⑤ 就業する事業所等から助成を受けた（又は受ける予定である）金額が確認できる書類

※事業所等から助成を受けている場合のみ添付してください。

①④の様式は市のホームページからダウンロードすることができます。

URL ：https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/171/d079907.html

## 4　申請方法

### （1）電子申請フォームから申請

市のホームページ内の電子申請フォームにおいて，必要事項を入力し，提出書類を添付（アップロード）することで申請できます。

URL ： https://logoform.jp/form/iLZf/624545

### （2）郵送又は窓口で申請

提出書類を全て揃え，郵送又は窓口で提出してください。

【送付先（受付窓口）】

〒070-8525　旭川市7条通9丁目

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係 （旭川市総合庁舎2階　14番窓口）

## 5　申請期間

令和8年3月31日（火）まで

※予算がなくなり次第募集を終了します。

### 補助金交付申請の流れ

**1　書類の準備**

申請時点で対象要件を全て満たすことを確認の上，提出書類を準備してください。

※ 予算の範囲内で助成します。要件を満たす人は早めに申請してください。

**2　交付申請**

書類が準備でき次第，申請フォーム・郵送・窓口持参のいずれかの方法で提出してください。

※ 提出書類が揃った順に受付します。不備があった場合は受付できないため，内容をよく御確認ください。

**3　交付決定・口座振込**

申請書の審査後，補助金交付決定通知書を郵送します。

口座への振込は申請から2～3週間程度かかります。

〈お問合せ〉

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

〒070-8525　旭川市7条通9丁目　旭川市役所　総合庁舎2階

電　話：25－9797　　FAX：29－6404